ニ　次に掲げる装置であってそれぞれに掲げる基準に適合するものからなる出力装置

(1)　ディスプレイ（画面、画面に表示する装置その他映像を表示する装置をいう。）次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(i)　奥行が判別できる大きさであること。

(ii)　機体及び実地講習用空域内の物体を判別可能な解像度で画面に表示できるものであること。

(iii)　別表第三第三号の実習用無人航空機を操縦した際の操縦者の視界を模した映像（飛行時の機体姿勢変化等に応じ適切に変化するものであって、操縦者にとって機体とその周りの状況が把握できる程度の視野角を有するものであること。）を連続的かつ自動的に画面に表示できるものであること。

(iv)　機体の位置及び高度が分かること。

※　実地講習用空域内の物体との相対的な位置関係又は計器情報として対地高度及び機体の速度（飛行機の場合には特に対気速度）を表示し、それらが画面上にて判別できることが望ましい。

(v)　操縦者の視点を固定できる機能を有すること。操縦者の視点から機体の姿勢が判別できること。

※　飛行機の講習においては、画面内に地面が見え続ける状態で固定できること。

(2)　音響装置　適切な音量にて、機体から発する音を再現できるものであること。

	二　機能に係る基準
	次に掲げる機能を有するものであること。 イ　入力装置によりあらかじめ入力した情報に基づき、円滑な映像処理及び音響処理ができ、送信機の操作に連動した機体の挙動を遅滞なく再現できること。 ロ　模擬飛行を繰り返し行うことができること。 ハ　講師によるフィードバックが行えるよう、受講者の操縦による飛行の安定性、機体の位置及び高度に関する情報を画面に表示できること。 ※　指導を補助する機能として、飛行映像の記録・再生機能、模擬飛行中の表示映像及び音響を一時停止及び再開できる機能又は内部処理による自動判定および助言機能等の機能を有することが望ましい。

別表第六　登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準　（略）

別表第七　講師に対する研修の内容及び方法の基準　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第四　登録講習機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準　（略）

別表第五　講師に対する研修の内容及び方法の基準　（略）